

## 環境省の施策紹介

### I. 次期生物多様性国家戦略研究会の報告書の「3つのポイント」に関連する環境省施策

### II. 個別施策

1. 自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復
2. 人口減少社会・気候変動等に対応する自然を活用した社会的課題解決
3. ビジネスと生物多様性との好循環、そしてライフスタイルへの反映

### III. 今後の展望の考え方（案）

# I. 次期生物多様性国家戦略研究会の報告書の 「3つのポイント」に関連する環境省施策

# I. 次期生物多様性国家戦略研究会の報告書の「3つのポイント」に関連する環境省施策

## ● 報告書の「3つのポイント」と関連する環境省施策の分野

### 1. 自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復

- 【保護地域を中心とした保全・管理】 ◆保護地域（陸域）、保護地域（海域）
- 【保護地域内外における生態系の健全性回復、ネットワーク化】 ◆希少種保全、外来種対策、鳥獣保護管理  
◆自然再生等、重要地域の選定、OECM等による保全
- 【自然情報の収集・評価と提供】 ◆自然環境の調査、生物多様性や生態系サービスの評価など

### 2. 人口減少社会・気候変動等に対応する自然を活用した社会的課題解決

- 【人口減少・気候変動による土地利用変化への対応】 ◆Eco-DRR、野生鳥獣に関する感染症対策
- 【地域づくりへの貢献】 ◆国立公園の保護と利用の好循環、エコツーリズム、都市と農山漁村のつながり、伝統知・地域知等
- 【自然資本の持続可能な利用】 ◆里地里山の自然資源の循環利用、気候変動対策によるトレードオフ対応

### 3. ビジネスと生物多様性との好循環、そしてライフスタイルへの反映

- 【社会経済活動への組み込み、生産と消費】 ◆情報開示の支援、ESG金融の推進  
◆企業の認識・取組の支援  
◆消費者の選択支援、消費・廃棄削減、資源循環
- 【行動変容の促進、教育・自然体験等】 ◆産官学民連携プラットフォーム構築、自然体験等（環境教育、エコツーリズム）
- 【生物多様性に配慮した農林水産業】 ◆地域における環境保全型農業、農薬の登録審査

## II.1. 「自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復」に関する環境省施策

# II. 1. 自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復

## 【保護地域を中心とした保全・管理（陸域）】

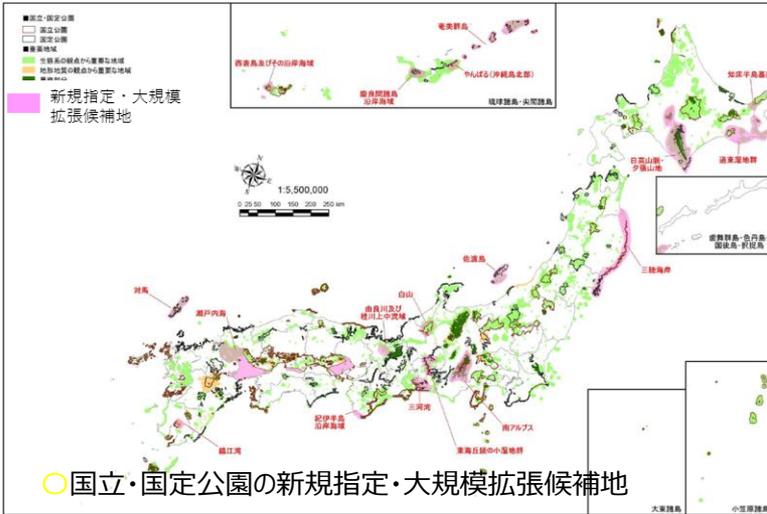
- 【求められる取組】生態系の健全性の回復にあたっては、生物多様性の屋台骨である**国立・国定公園等の保護地域の区域拡張や管理強化**等が求められる。
- 【現在の状況】国立公園等の新規指定や拡張を進めることで、**陸域及び内陸水域の20.5%を保護地域により保全・管理し、愛知目標の下での国別目標を達成**した。国立公園においては、野生動物への餌付けへの規制等、適正な利用に関する規制の強化を進めるとともに自然保護官等の増員や国立公園管理事務所の増設により**管理体制を拡充**した（p15も参照）。

### ●陸域における保護地域の指定・拡張等

※「求められる取組」は次期生物多様性国家戦略研究会報告書における「3つのポイント」に関する記載をもとに、紹介する施策との関係性の観点から要約・補足したもの。（以下同じ）

#### 国立・国定公園の指定・拡張

国立・国定公園の面積は2010年から約14万ha増加。2010年に公表した「国立・国定公園総点検事業」における新規指定・大規模拡張等候補地18地域のうち、13地域について、新規指定または区域の拡張等を行った。



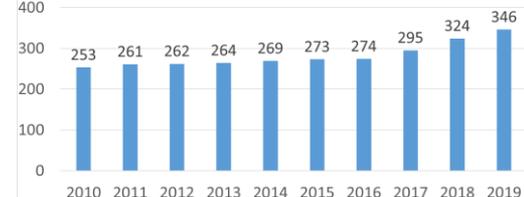
#### 候補地18地域の新規指定等状況

No	総点検事業		現状		拡張面積 (ha)	No	総点検事業		現状		拡張面積 (ha)
	候補地名	方向性	状況	関係する自然公園			候補地名	方向性	状況	関係する自然公園	
01	知床半島基部	拡張	完了	知床国立公園	318	10	紀伊半島沿岸地域	拡張	完了	吉野熊野国立公園	12867
02	道東湿地群	拡張 or 新規	完了	厚岸霧多布昆布森国定公園	41487	11	由良川及び桂川上中流域	新規指定	完了	京都丹波高原国定公園	69158
03	日高山脈・夕張山地	拡張 or 新規	未了	日高山脈襟裳国定公園	-	12	瀬戸内海	拡張	一部完了	瀬戸内海国立公園	-
04	三陸海岸	拡張	一部完了	三陸復興国立公園	109423	13	対馬	拡張	未了	志岐対馬国定公園	-
05	佐渡島	拡張	未了	佐渡弥彦米山国定公園	-	14	錦江湾	拡張	完了	霧島錦江湾国立公園	22204
06	南アルプス	拡張	未了	南アルプス国立公園	-	15	奄美群島	新規指定	完了	奄美群島国立公園	75278
07	東海丘陵地の小湿地群	拡張	一部完了	愛知高原国定公園	61	16	やんばる(沖縄県北部)	新規指定	完了	やんばる国立公園	21022
08	三河湾	拡張	未了	三河湾国定公園	-	17	慶良間諸島沿岸地域	新規指定	完了	慶良間諸島国立公園	93995
09	白山	拡張	一部完了	白山国立公園	2200	18	西表島及びその沿岸地域	拡張	完了	西表石垣国立公園	30443

#### 国立公園の管理体制の拡充

2017～2020年度に14公園で国立公園管理事務所を新設。自然保護官等も増員。

#### 自然保護官等の数



注) 地方環境事務所に勤務する職員のうち、自然環境行政を担う職員数。自然環境事務所、国立公園管理事務所、自然保護官事務所の職員を含む。

出典) 一般財団法人自然公園財団, 2020: 「自然公園の手引き2020」

#### 世界自然遺産への登録「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」

2021年7月に第44回ユネスコ世界遺産委員会で登録決定。

#### 推薦に先立つ保護地域指定

- 2013年 奄美群島森林生態系保護地域 (新規)
- 2016年 西表石垣国立公園 (拡張)  
やんばる国立公園 (新規)
- 2017年 奄美群島国立公園 (新規)  
やんばる森林生態系保護地域 (新規)



# II. 1. 自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復

## 【保護地域を中心とした保全・管理（海域）】

- 【求められる取組】我が国の広大な海洋環境の一層の保全や持続可能な利用に向け、ブルーカーボン等の生態系サービスも含む調査研究の充実や、**保護地域の拡張、周辺地域との連携による適切な保全管理**が求められる。
- 【現在の状況】重要海域の抽出や法改正等を通じて沖合域を含め保護地域を大幅に指定・拡張することで、**我が国の海域の13.3%を保全・管理し、愛知目標の下での国別目標を達成**した。また、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正などにより沿岸域における生態系の保全・利用を推進した。

### ● 海域における保護地域の指定・拡張 国立公園の海域公園地区の新規指定等

慶良間諸島（新規）、山陰海岸および三陸復興（海域公園地区の大幅な拡張）等により、2010年から約6.5倍に拡大。

2010年	<b>6.5倍</b>	2020年
8,499.5 ha (計11公園)		55,088.3 ha (計15公園)

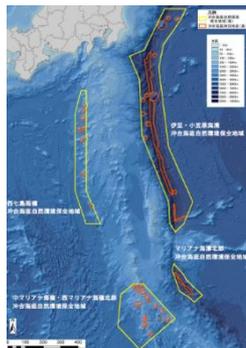
### 自然環境保全地域の拡張

崎山湾自然環境保全地域を拡張、「崎山湾・網取湾自然環境保全地域」に名称変更（2015年）  
面積 128 ha→1,077.1 ha（8.5倍）

### 沖合海底自然環境保全地域制度の創設・指定

自然環境保全法の改正（2019年）により制度を創設。重要海域（2016年公表）の沖合海底域を対象に、以下の4地域を指定

- 伊豆・小笠原海溝（115,743km<sup>2</sup>）
- 中マリアナ海嶺・西マリアナ海嶺北部（63,281km<sup>2</sup>）
- 西七島海嶺（36,576km<sup>2</sup>）
- マリアナ海溝北部（11,234km<sup>2</sup>）



出典) 環境省資料

### ● 海域における保護地域内の管理の充実等

#### 瀬戸内海環境保全特別措置法の改正（2021年6月9日）

海域ごと、季節ごとの特性も踏まえた、きめ細やかな取組（里海づくり活動）の促進により、生物多様性の保全に貢献。



出典) せとうちネット

- **自然海浜保全地区の指定対象の拡充**  
水深がおおむね20メートルを超えない海域（浅場）を指定対象に。残された自然のみならず、新たに再生・創出された干潟・藻場も指定対象に。
- **栄養塩類管理制度の導入**  
周辺環境の保全との調和・両立を前提とする、特定の海域での順応的な栄養塩類管理のルールを明確化。
- **海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の発生抑制等に関する責務規定**  
漂流ごみ等の除去・発生抑制等の対策を国と自治体で連携して実施。

### ● サンゴ礁の保全（サンゴ礁保全行動計画2016-2020）

- 2010年に初版策定、2016年に見直し。
- 重点的に取り組むべき3つの課題（陸域負荷対策/持続可能なツーリズム推進/暮らしとサンゴ礁生態系のつながり構築）を設定
- 行動計画の実施状況の点検等を目的に、フォローアップ会議を継続的に実施



# II. 1. 自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復

## 【保護地域内外における生態系の健全性回復、ネットワーク化 — 希少種】

- 【求められる取組】生態系の健全性の回復にあたっては、保護地域内外における**希少野生動植物の保護・増殖**の着実な推進、関連する制度の見直しや普及啓発の強化が求められる。
- 【現在の状況】絶滅危惧種の保全のため、種の保存法に基づく**国内希少野生動植物種の指定**を、83種（2011年）から395種（2020年度末）まで増やし、64種を対象に**保護増殖事業等**を推進するとともに、2017年の法改正以降、新たに**二次的自然に生息する種の積極的な保全等**の種の生息地に着目した取組も実施。また、これらの施策の基礎となる**レッドリストの検討対象の種の範囲を海域等に拡大**した。

### ● 国内希少野生動植物の指定など（種の保存法）

#### 国内希少野生動植物種の指定



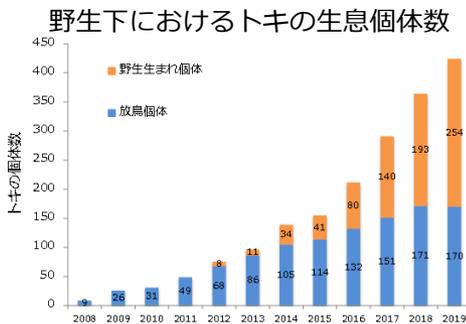
※2020年度末時点での指定種数は395種

#### 生息地等保護区の指定



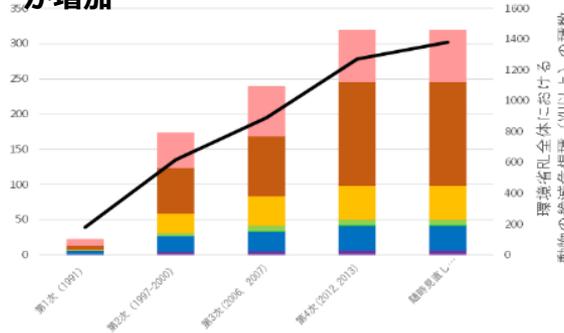
#### 保護増殖事業

- トキが野生絶滅から絶滅危惧IA類 (CR) ヘランクダウン (2019年1月)。
- 事業終了を見据えた保護増殖事業計画の改定 (シマフクロウ、アマミノクロウサギなど) (2019年12月)。



出典) トキ野生復帰検討会資料

#### 特定第二種国内希少野生動植物種の新設 里地里山における絶滅危惧種数 (動物) が増加



特定第二種国内希少野生動植物種の扱い  
国内希少野生動植物種は原則捕獲等及び譲渡等が禁止されているが、特定第二種国内希少野生動植物種では販売・頒布の目的での捕獲等及び譲渡等のみを禁止。

#### 二次的自然に分布する種も積極的に保全

- 業者の捕獲等の抑制
  - 保護増殖事業の実施や生息地等保護区の指定
- トウキョウサンショウウオ、タガメ、カワバタモロコを新たに指定 (2020年2月)

#### ● レッドリストの対象の拡大等

- 環境省版海洋生物レッドリストの公表 (2017年3月)。
- 陸域と海域のレッドリストの検討体制の統合 (2020年3月)。
- 「レッドリスト作成の手引き」の策定による評価基準の統合 (2020年3月)。
- 第4次レッドリスト以降の随時見直しを行い、環境省レッドリスト2020を公表。(2020年3月)
- 2024年度以降、第5次レッドリストを順次公表予定。

# II. 1. 自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復

## 【保護地域内外における生態系の健全性回復、ネットワーク化 ー外来種・鳥獣】

- 【求められる取組】生態系に被害を及ぼす**侵略的外来種への対策**を着実に進めるとともに、**鳥獣管理を強化**するために、広域的な捕獲の強化や鳥獣保護管理の担い手の確保・育成が求められる。
- 【現在の状況】侵略的外来種への対策については、**防除対象とする種の優先順位付け**や希少種が分布する地域等における**防除事業**を重点的に進め、奄美大島など一部地域では根絶も視野に入っており、**広域分布種**や**非意図的に導入された外来種**への対策を拡充している。また、現在外来生物法の施行状況等を踏まえた必要な措置について検討が進められている。鳥獣保護管理については、**半減目標に向けて鳥獣の捕獲**を重点的に進め、例えば二ホンジカの個体数は、2014年度以降減少傾向にある。

### ● 外来種対策の推進（外来生物法）

#### 特定外来生物の指定など

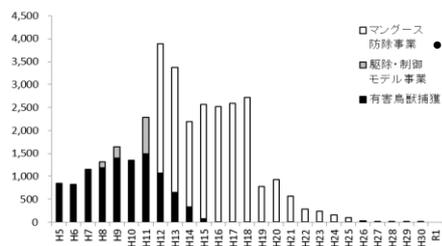
- 外来種対策を進展させるために特定外来生物を随時追加指定
- 愛知目標の達成への貢献、多様な主体への適切な行動の呼びかけを目的に、生態系被害外来種リストと外来種被害防止行動計画を策定。（2014年度）

2010年度以降の取組の進展	2010	2020
特定外来生物の指定種数	102種類	156種類
外来生物法に基づく防除の確認・認定件数	573件	約930件
外来種条例整備件数（都道府県）	20件	26件
外来種リスト整備件数（都道府県）	7件	28件

#### 外来種防除事業の例

#### 広域分布種、非意図的導入外来種への対策

- アカミミガメ対策推進プロジェクトを実施し、防除の手引きを策定（2019年）
- ヒアリ対策として港湾を中心に調査・防除を全国各地で実施



○ マングース防除事業  
 □ 駆除・制御モデル事業  
 ■ 有害鳥獣捕獲

出典）環境省ホームページ

※2018年4月を最後に捕獲数0

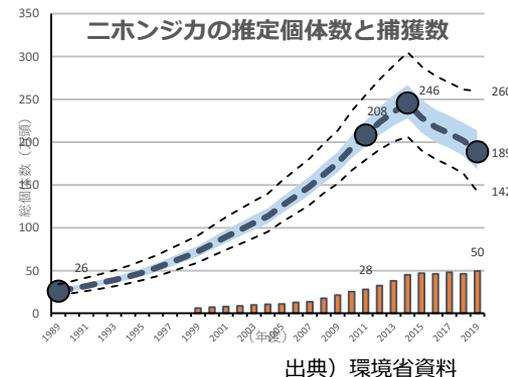


出典）環境省「アカミミガメ防除の手引き」

### ● 鳥獣保護管理の推進（鳥獣保護管理法）

#### 捕獲の強化（二ホンジカ）

- 2013年12月に、2023年度までに個体数を半減する目標を設定。
- 2010～2019年度にかけて二ホンジカの捕獲数が36.6万頭から60.3万頭に増加。
- 本州以南の二ホンジカの推定個体数が2014年度をピークに減少傾向と推定。

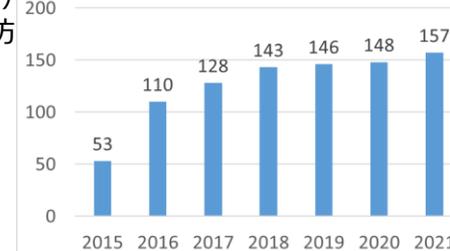


出典）環境省資料

#### 捕獲等の担い手育成及び管理の強化

- 認定事業者数が157事業者まで増加（2021年10月1日時点）。

#### 狩猟免許所持者数の下げ止まりと若者



出典）環境省資料をもとに作成



出典）環境省資料をもとに作成

# II. 1. 自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復

## 【保護地域内外における生態系の健全性回復、ネットワーク化 —自然再生等】

- 【求められる取組】過去に損なわれた生態系を取り戻しつつ、保護地域の質の向上や、**奥山から都市・海域に及ぶ生態系ネットワークの構築・維持**が求められる。地域特性等を踏まえつつ、保護地域内外における様々な保全・利用施策との総合化が必要。
- 【現在の状況】**自然再生事業や生態系維持回復事業**に関する施策により、保護地域内外において、保全・再生・持続可能な利用等の取組を促進した。また、里山、海域、湿地における重要地域の選定を進め、保護地域の指定にかかわらず国土において優先して保全すべき地域を示した。

### ● 地域において生物多様性の保全・再生・利用等を促進する取組

事業等【根拠法】	概要
自然再生事業 【自然再生推進法】 25件	過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、地域の多様な主体が参加して自然環境を保全、再生、創出等する 例：落葉広葉樹林の再生、草原環境の再生等
生態系維持回復事業 【自然公園法】 12件	国立公園等において自然の風景地の保護のため、生態系の維持又は回復を図る 例：二ホンジカ対策、外来種対策等
地域連携保全活動 【生物多様性地域連携促進法】 15件	地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動（防除、保護増殖、調査等）を促進する



自然再生事業による  
草原環境の再生  
(阿蘇)



生態系維持回復事業による  
二ホンジカ対策  
(尾瀬国立公園)



自然再生事業による  
落葉広葉樹林の再生  
(釧路湿原)



生態系維持回復事業による  
外来種対策  
(阿寒摩周国立公園)

### ● 保全上重要な地域の選定

里地里山、海域、湿地について保全上重要な地域を選定。

#### 重要里地里山（2015年）500か所



国土の生物多様性を保全する上で重要な里地里山を明らかにし、多様な主体による保全活動を促進する目的で選定。

出典）環境省生物多様性保全上重要な里地里山

#### 重要海域（2016年）321か所

開発や資源の乱獲、汚染、水温上昇、酸性化などに対し、海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用を目的に抽出。



出典）環境省資料

#### 重要湿地（2016年）633か所



地域住民等が湿地の重要性を認識し、湿地保全・再生への取組の活性化を図る目的で選定。

出典）環境省生物多様性の観点から重要度の高い湿地webサイト

# II. 1. 自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復

## 【保護地域内外における生態系の健全性回復、ネットワーク化 — OECM】

【**求められる取組**】生態系の健全性の回復にあたっては、保護地域の区域拡張や管理強化、自然再生が重要。さらに、希少種、外来種、鳥獣管理など従前の取組の強化に加えて、**保護地域とOECMによる生態系ネットワークの構築・維持**が必要。

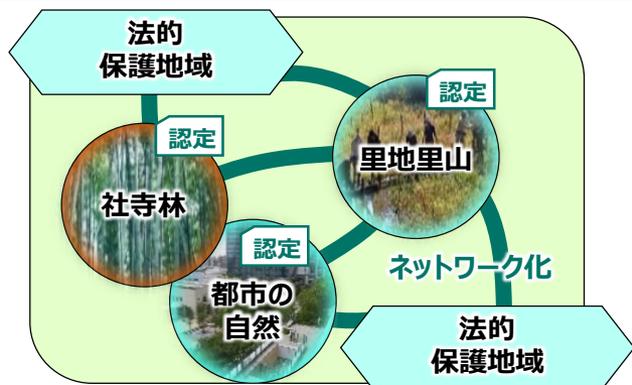
【**現在の状況**】2020年度から、我が国におけるOECMの考え方や役割等について検討を開始。**2021年度中にOECMを認定する基準・仕組みを検討し、2022年度から試行的な認定を開始予定**。2023年には少なくとも100地域以上の認定を目指す。

### OECMの国際的な定義【Other Effective area-based Conservation Measures】

保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。**（2018年のCBD・COP14において定義を採択【決定14/8】）**

### ● 自然環境保全基本方針（2020年3月閣議決定）におけるOECMの位置づけ

民間等の取組により保全が図られている地域や保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域（OECM）については、そうした民間等の取組を促進するとともに、保護地域を核として**連結性を強化**することにより、広域的で強靱な生態系のネットワーク化を図り、**生物多様性の保全を推進**することとしている。



生物多様性の保全に資する地域を認定し、活動を促進  
→ 生物多様性保全を推進

### 我が国における保護地域とOECMの概念整理とそれらの役割（イメージ）

国土全体

生物多様性の保全に資する土地の管理がなされた地域

保護地域（保全が主目的）  
（現：陸 20.5%・海 13.3%）

OECM（副次的な保全）

2030年までに30%確保

#### ● 保護地域 + OECMの生態系ネットワーク構築

→ 保護地域の保全機能の強化、  
気候変動等の影響に対する強靱性

#### ● 地図情報を用いた生態系ネットワークの可視化

#### ● 既存の保全管理が継続されるよう促進

● 企業やNGO等の価値の向上（ESG投資等の評価への反映）

● 自然環境が地域の資産として認知・利用されることを支援

● 多様な主体の連携・協働を促進

● 地方公共団体等が生物多様性保全の成果指標として活用

# II. 1.自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復

## 【自然情報の収集・評価と提供】

- 【求められる取組】**基礎的な調査・モニタリングの充実**と共に、データを総合的に提供することが求められる。また、新たな調査協力者の発掘・育成や調査技術の開発など、調査体制の発展・育成も必要。
- 【現在の状況】**生物多様性に関する全国的な調査**を継続的に行い、結果を公表するとともに、現存植生図の全国整備も完了間近となっている。また、開発事業において配慮すべき**自然環境に関する情報提供**などを行っている。

### ●基盤となる自然環境の調査

#### 自然環境保全基礎調査

全国の様々な自然環境や生物分布等の現況を調査。近年では、中大型哺乳類分布調査(2019年)、藻場調査(2021年)、全国鳥類繁殖分布調査(2021年)の結果を公表。藻場分布図は、全国8海区と主要な閉鎖性海域を省内連携して整備。植生調査による1/2.5万現存植生図は2023年度に全国整備完了の予定。

ツバメの調査結果  
(2016-2021)



### ●開発事業において配慮すべき自然に関する情報提供

#### 環境アセスメントデータベース (2013年～)

再生可能エネルギーの事業化の検討や環境アセスメント等において地域特性を把握するために必要となる自然環境や社会環境の情報を集約し、web-GIS上で提供。



出典) 環境アセスメントデータベース (EADAS)  
<https://www2.env.go.jp/eiadb/webgis/index.html>

### 今後の自然環境保全基礎調査の実施方針等の検討

新技術の導入等継続的な調査の手法や体制の検討も含め、2023年度以降の取組を想定し、今後の自然環境保全基礎調査の実施方針・調査計画等のとりまとめに着手(2022年度末策定予定)。併せて、過去50年間に行われた調査成果を活用し、「日本の自然環境の現状と変化を視覚的に分かり易く示す」「基礎調査データの利活用の可能性を広げる」ことを目指した総合解析の方針を検討。

### モニタリングサイト1000

高山帯、森林・草原、里地、陸水域、砂浜、沿岸域、サンゴ礁、小島嶼の生態系において、全国約1,000か所の調査サイトで15年以上継続して調査を実施中。



出典) 環境省生物多様性センターモニタリングサイト1000webページ

### 公共用水域における水生生物に係る水質環境基準の設定・水質の常時監視

全国の河川・湖沼・海域において水生生物の保全に係る環境基準を設定。2015年度には水生生物の生息に対する直接的な影響を判断できる指標として底層溶存酸素量を追加した。水質の常時監視を実施し、環境基準の達成状況を評価している。

# II. 1. 自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復

## 【自然情報の収集・評価と提供】

- 【求められる取組】生態系ネットワークの構築に際しては、今後影響が深刻化すると考えられる気候変動への適応の観点を踏まえることが必要。また、様々な施策や取組の結果、**生物多様性保全がどの程度進んだか（アウトカム）**を評価することで取組内容の改善を図ることが重要。
- 【現在の状況】気候変動による自然生態系への影響については、2020年に気候変動適応法に基づき最新の科学的知見を踏まえた**気候変動影響評価報告書**を公表した。また、2010年、2016年、2021年には我が国の**生物多様性や生態系サービスの状態**について総合的な評価を実施した。

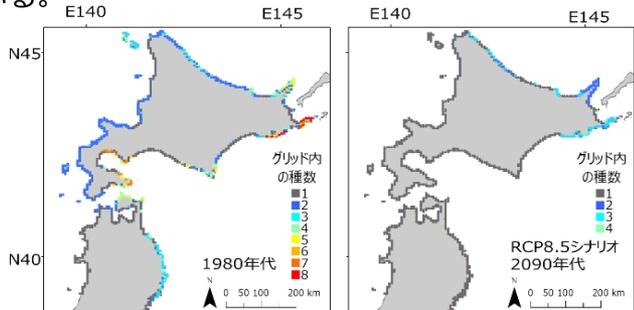
### ●気候変動による自然生態系への影響評価

#### 気候変動影響評価報告書

2020年に、気候変動適応法に基づき最新の科学的知見を踏まえた「気候変動影響評価報告書」を公表。自然生態系分野を含む7分野を対象として、気候変動による影響の程度、可能性等（重大性）、影響の発現時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期（緊急性）、情報の確からしさ（確信度）の観点から科学的知見に基づく評価を行った。

### ●自然資本・生態系サービスの予測評価

環境研究総合推進費S-15（2016～2020年度）において、北日本に分布する主要なコンブ11種の分布変化予測を実施。11種全ての分布域が今後大幅に北上する、もしくは生息適地が消失する可能性があることが予測されている。



出典) PANCES, 2020: 政策提言No.3 2020年7月版, テーマ3海域における自然資本・生態系サービスがもたらす自然的価値の予測評価。

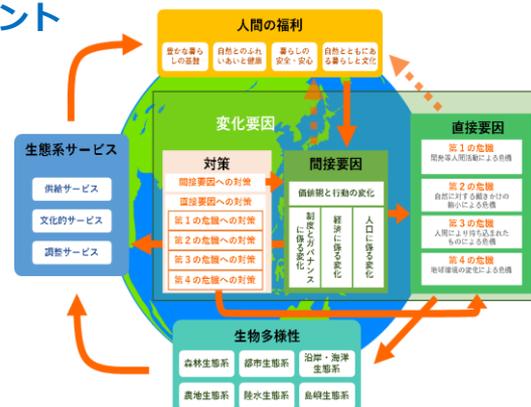
### ●生物多様性や生態系サービスの状態の評価

#### 生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO）

- 生物多様性や生態系サービスの状況を把握するために、2010年及び2016年に総合評価を実施。生物多様性の状態が悪化傾向にあることや、生態系サービスの多くが過去と比較して減少または横ばいで推移していること等が示された。
- 2021年に公表したJBO3は、次期生物多様性国家戦略の検討のため、①日本の生物多様性・生態系サービスの現状を評価するとともに、②生物多様性の損失を止めて回復に向かわせるための「社会変革」のあり方について、科学的知見を提供することを目的として取りまとめられた。

#### ●JBO3の評価結果のポイント

- これまでの取組により生物多様性の損失速度は緩和されているが、回復軌道には乗っていない。
- 今後の対策として、生態系の健全性の回復や、社会・経済活動への働きかけが重要。



JBO3における生物多様性及び生態系サービスとその変化要因の評価の枠組み

## II. 2. 「人口減少社会・気候変動等に対応する自然を活用した社会的課題解決」に関連する環境省施策

# II. 2. 人口減少社会・気候変動等に対応する自然を活用した社会的課題解決

## 【人口減少・気候変動による土地利用変化への対応 —Eco-DRR】

- 【求められる取組】生物多様性や生態系サービス、自然資本を社会的課題の解決に積極的に活用していく「**自然を活用した解決策 (Nature-based Solutions: NbS)**」の取組が求められる。気候変動に伴う気象災害の激甚化が予想されていることを踏まえ、気候変動適応にも資する「**生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)**」の実装を進めていくことが重要。人口減少により生じた空間的余裕を防災・減災に活用し、同時に生態系保全を進めれば、防災力の向上と生態系のつながりの確保、気候変動緩和への貢献も期待できる。
- 【現在の状況】NbSの考え方やEco-DRRの取組等を盛り込んだ気候変動適応計画を2021年10月に改定。また、2016年、2019年にはEco-DRRの基本的な考え方を整理した手引きや事例集を作成。現在、生態系の機能を可視化するマップの検討・作成をのべ4地域において進めており、地域における実装を促進。

### ● Eco-DRRの実装のための考え方整理

#### Eco-DRRの手引き等の整備

環境省では2016年に「生態系を活用した防災・減災に関する考え方（手引き及び参考事例集）」や「自然と人がよりそって災害に対応するという考え方（ハンドブック）」を公表。



### NbSの定義 (IUCN2016)

社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらし、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動をいう。



NbSの定義の概念図 (IUCN2020)

出典) IUCN(2016). Resolution 69 on Defining Nature-based Solutions (WCC-2016-Res-069).

### ● Eco-DRRの効果が期待できる場所の抽出

#### 自然生態系を基盤とする防災減災推進費

2020年度から、令和元年東日本台風被害を受けた地域、Eco-DRRに関心のある地域を中心に対象を選定し、ポテンシャルマップを作成。

生態系機能が流域全体での防災・減災に貢献した事例調査と各種情報の重ね合わせから、保全・再生すべき場所と、災害リスクが高く防災・減災効果の高い場所を抽出。

生物多様性地域戦略などの保全計画や、地域づくり・国土強靱化・流域防災に関する計画等へのインプット・提言を行うほか、2022年度を目途に自治体向けの手引きをとりまとめる予定。

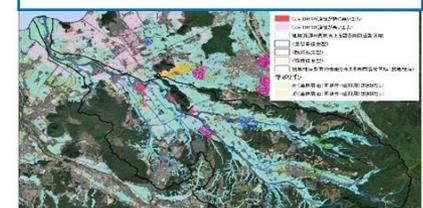
#### ポテンシャルマップのイメージ

- ・生物多様性情報
  - ・かつての地形
  - ・ハザード情報等
- を重ね合わせ

#### Eco-DRR適地の抽出



#### 土地利用関連施策との重ね合わせ



出典) 環境省HP

# II. 2. 人口減少社会・気候変動等に対応する自然を活用した社会的課題解決

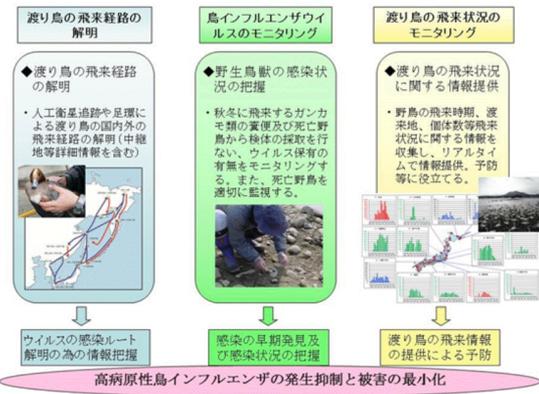
## 【人口減少・気候変動による土地利用変化への対応 ―野生鳥獣に関する感染症対策】

- 【求められる取組】 中山間地域の過疎化等により野生鳥獣との軋轢が拡大しており、人獣共通感染症対策も含め**野生鳥獣と適度な距離**を保つため、適切な里地里山の管理の在り方を検討していく必要がある。**ワンヘルス・アプローチ**も踏まえた適切な里地里山の管理の在り方を検討するためには、知見の蓄積が必要。
- 【現在の状況】 対応技術マニュアルの作成等、**野鳥における鳥インフルエンザへの対応**に加え、**野生鳥獣に関する感染症**についての情報を広く収集し、人間社会や希少種等への感染症リスクの低減を図るためのリスク（対策の優先度）評価等を進めている。

### ●野生鳥獣に関する感染症への対応

#### 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ

2004年の国内発生を契機に開始し、現在まで継続中。恒常的な野鳥の監視活動、高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアルの作成、専門家会合の開催、関係機関との連携体制構築などを実施。



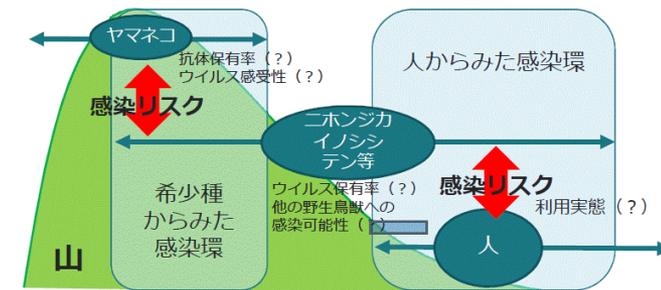
出典：環境省HP

#### 野生鳥獣に関する感染症対策基盤事業（2021～2023年に実施）

国内における野生鳥獣に関する感染症等の既存情報を利用した実態把握・リスク評価（対策の優先度評価）や野生鳥獣の保護管理手法の検討等を行い、人間社会や

希少種等への感染症リスクを低減する。また、獣医学や生態学、公衆衛生分野の関係機関等との連携により、サーベイランス、情報共有等を行っていくための基盤体制を構築する。

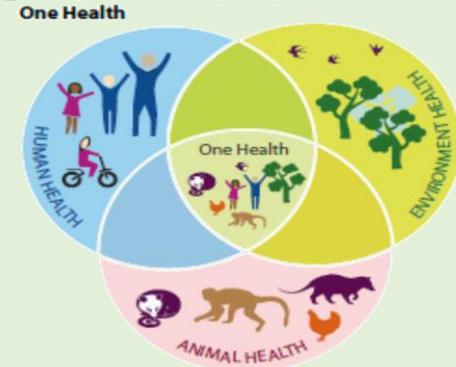
モデル地域（感染症の実態把握・リスク評価・管理手法の提示）



出典：環境省HP

#### ワンヘルス・アプローチ

人、動物、環境の衛生に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組む考え方。2020年に発表された地球規模生物多様性概況第5版（GB05）では、「自然との共生」という2050年ビジョン達成のために必要とされる8つの重要な移行（変化）のうちの1つに「生物多様性を含むワン・ヘルスに向けた移行」が挙げられている。



出典) UNEP (2020) Preventing the Next Pandemic - Zoonotic diseases and how to break the chain of transmission.

# II. 2. 人口減少社会・気候変動等に対応する自然を活用した社会的課題解決

## 【地域づくりへの貢献 ー国立公園等における保護と利用の好循環】

- 【求められる取組】気候変動対策や防災・減災対策にとどまらず、**持続可能な地域づくり**など幅広い分野の社会課題にも**NbS の考え方を適用**していくことが重要。
- 【現在の状況】国内外からの誘客を目指した「国立公園満喫プロジェクト」、自然体験活動を促進する計画制度の創設等に係る自然公園法の改正や、国立公園×国有林連携等により**国立公園等における保護と利用の好循環の形成**に取り組んできたほか、みちのく潮風トレイルの設定など、**東日本大震災からのグリーン復興**のための取組を実施してきた。

### ●国立公園満喫プロジェクト（2016年～）

国内外からの誘客等を通じた自然環境の保護と利用の好循環、地域の活性化を図るため、以下の施策を推進。

- ・幅広いターゲットを想定した情報発信とコンテンツ造成（認知拡大・誘客のプロモーション、ワーケーション等の新しい利用、地域内外のブランディング・コンテンツ造成等）
- ・質の高さや快適性・環境保全に配慮された体験利用の推進（限定体験、利用者負担の仕組みづくり等）
- ・利用者受入れのための基盤整備（多言語化等の利用環境の整備、利用案内機能の強化、環境配慮型の受入れ環境づくり）
- ・滞在したくなる利用拠点を狙った景観の磨き上げ（面的な利用拠点上質化、廃屋撤去等）
- ・官民連携の強化・広域的取組への発展（民間企業やDMOとの連携、広域的な周遊利用等）

### ●自然公園法の改正（2021年5月）

- ・国立公園満喫プロジェクト等の地域による主体的な取組を促すための計画制度を創設（自然体験活動促進計画、利用拠点整備改善計画）
- ・国立公園等の利用に支障を生ずるおそれのある野生動物への餌付けへの規制や違法伐採などへの罰則を強化。



地域の魅力を活かした自然体験活動を  
促進する自然体験活動促進計画制度を創設



魅力的な滞在環境を整備する  
利用拠点整備改善計画制度を創設



公園の保護と適正利用のために  
餌付けへの規制や違反行為への罰則を強化

### ●国立公園×国有林連携合意（2021年4月）

国立公園の約6割を国有林が占めることを受け、保護・利用・管理の各分野でさらなる連携を推進し、世界水準の自然体験機会を提供。

### ●震災復興における地域の自然資源活用

#### みちのく潮風トレイル

国立公園の創設を核として、東日本大震災からのグリーン復興の一環として設定。青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸をつなぐ。2019年6月全線開通。

#### ふくしまグリーン復興構想

国立・国定公園の魅力向上、県立自然公園の見直し、福島県内を広く周遊する仕組みづくりの3つの柱に基づく取組を推進。



みちのく潮風トレイル



キャンプ場でのワーケーション  
（磐梯朝日）



E-bikeを利用した体験型ツアー  
（大山隠岐）



SNSによる海外向け発信

# II. 2. 人口減少社会・気候変動等に対応する自然を活用した社会的課題解決

## 【地域づくりへの貢献 ―都市と農山漁村のつながり】

- 【求められる取組】各地域が**地域資源を活用**しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う「**地域循環共生圏**」の実現により、環境・経済・社会の統合的向上を図ることが求められる。特に、**都市と農山漁村**は生態系サービスと資金・人材等の補完的な関係にあり、相乗効果を生み出しながら経済社会活動を行うことが重要。
- 【現在の状況】**地域循環共生圏の実現**に向けて、幅広い主体に対し先進事例・手引き・企業や人材等についての情報提供やモデル事業（65地域）を行っているほか、「**里海**」の**考え方**を取り入れた沿岸域の保全・再生等に関する取組の促進、**伝統知や地域知の継承**についての情報収集等を実施。

### ●地域循環共生圏の実現

#### 地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方（第5次環境基本計画）

### 地域循環共生圏づくりプラットフォーム

- 地域循環共生圏の実現に向けて環境省では、
- ・ 先進事例や手引き等の情報提供
  - ・ セミナーやフォーラム等、地域や企業等の学びと出会いの場の提供
  - ・ モデル事業（65地域）を通じた**地域循環共生圏の創造等、地域循環共生圏を構築するための支援を実施**

図1-2-1 地域循環共生圏の概念図



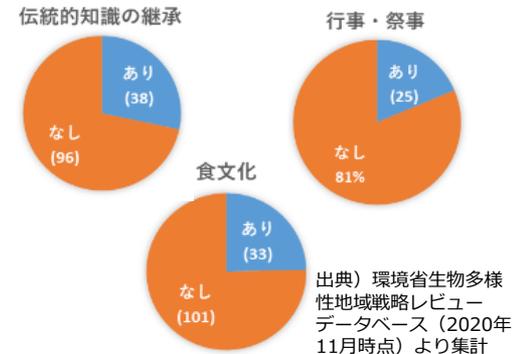
出典) 令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

### ●里海づくりに向けた指針の提供

海洋基本計画（2008年）において「里海」の考え方が取り入れられ、2018年には沿岸域での総合的管理に当たって「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れることが示されている。

### ●伝統知・地域知の継承についての情報収集等

生物多様性地域戦略では、体験・教育関連と比較して文化関連の施策の位置づけが少ない。伝統知・地域知の取り入れの必要性は約9割が感じているが、「情報不足」や「情報をどのように取り入れたら良いかわからない」ことが理由として挙げられている。



### ●自然資本・生態系サービスの予測評価

2016年度から2020年度まで、環境研究総合推進費（S-15）により、自然資本・生態系サービスの将来予想・評価を実施。地域固有の文化的サービスを利用する住民ほど、地域の魅力と地域へのなじみを感じやすいこと、地域固有の伝統行事や地域固有の自然を活用したレクリエーションや環境学習の促進は人口流出を抑制するうえで有効であること、等が明らかになった。

# II. 2. 人口減少社会・気候変動等に対応する自然を活用した社会的課題解決

## 【自然資本の持続可能な利用 ー里地里山の自然資源の循環利用】

- 【求められる取組】里地里山において資源の循環利用をこれまで以上に強化することが求められる。**国内の自然資本に適切な投資**を行うことは、自然資本の持続可能な利用とエネルギー安全保障・食料安全保障等の両面から重要。
- 【現在の状況】これまで**里地里山を保全**するための考え方の整理・情報提供などを行うとともに、地域における活動を支援している（2021年度実績は7件）ほか、バイオマスを利用した地域の循環産業に関する支援等を行っている。

### ● 里地里山保全のための情報提供・活動支援

#### 里地里山保全活用行動計画

多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民的運動として展開することを目的として、2010年に策定。活用の重要なポイント、実践事例の整理によって、全国の地方公共団体、NGO等の取組促進を図る。

#### 重要里地里山の選定

里地里山を次世代に残していくべき自然環境の一つと位置づけ、「多様で優れた二次的自然環境」「特有で多様な野生動植物が生息・生育」「生態系ネットワークの形成に寄与」という3つの基準により「生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）」を500箇所選定。

#### 里山未来拠点形成支援事業

里地里山地域において、環境と社会経済の課題を統合的に解決しようとする活動に対し、必要な経費の一部を国が交付する事業（2021年度実績は7件）。

### ● バイオマスを利用した地域の循環産業に関する支援

#### バイオマス産業都市構想

2012年9月に関係7府省が共同でとりまとめたバイオマス事業化戦略においてバイオマス産業都市の構築を推進。2020年度までに94市町村を選定。

【事例：岡山県真庭市】  
森林から発生する間伐材や林地残材、製材端材を効率的に集積し、バイオマス発電燃料として安定的に供給・発電。



出典) 真庭バイオマス産業都市構想

#### 化石由来資源を代替するバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

バイオマス・生分解性プラスチック等の化石資源由来素材の代替素材の生産設備の整備や技術実証を支援し、再生可能資源等への転換・社会実装化を推進。（2020年度末までに完了した実証実績は14件）

# II. 2. 人口減少社会・気候変動等に対応する自然を活用した社会的課題解決

## 【自然資本の持続可能な利用 —気候変動対策によるトレードオフへの対応】

- 【求められる取組】気候変動による生物多様性への影響が顕在化している中、**脱炭素に向けた取組**の強化が必要。一方で、再生可能エネルギーの推進と生物多様性保全には**トレードオフが生じ得る**ため、生物多様性に不可逆的な影響を及ぼさないよう**適切な立地選択や配慮**が必要。
- 【現在の状況】再エネの導入と自然環境保全の両立に向け、再エネ施設設置における適切な事業立地の選択（ゾーニング）や生物多様性保全への配慮のための**ガイドラインの作成やセンシティブティマップ等の情報提供**を実施。

### ●環境に配慮し地域と共生した再エネの促進

#### 改正地球温暖化対策推進法によるポジティブゾーニング

2021年に成立した改正温対法に基づき、市町村が地域の合意形成を図りつつ、地域に貢献する再エネ導入を促進するため、市町村が、再エネ促進区域を設定するよう努めることとされている。今後、環境配慮の観点から、再エネを促進すべき場所とそうでない場所の考え方の整理を行い、促進区域の基準作りの検討を進めていく。

#### 環境省による地熱開発加速化プラン（2021年公表）

温泉事業者等の地域の不安や自然環境への支障を解消するための科学データの収集・調査を実施し、円滑な地域調整による案件開発を加速化。（データ収集・調査：熱源探査を含めた自然環境の詳細調査、地産地消型・地元裨益型の地熱のあり方検討、温泉モニタリング）

#### 地域における脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）

2021年6月に国・地方脱炭素実現会議において決定。2030年までに少なくとも脱炭素先行地域を100か所以上創出するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策として、自家消費型太陽光や省エネ住宅などを全国で実行することで、地域の脱炭素モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成を目指す。また地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる8つの主要分野において、国と地方とが協力して、2050年までに、脱炭素で、かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現する行程（地域脱炭素ロードマップ）を描く。

### ●再エネ導入促進と自然環境保全の両立に向けた影響評価等

#### 再生可能エネルギー施設の環境影響評価

再エネ施設も通常の大規模施設と同様、一定以上の規模では環境影響評価の手続きが必要となっている。「風力発電に係るゾーニングマニュアル」や「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」など、それぞれの再エネ施設の特性に合わせたマニュアルやガイドラインも作成されている。また各種の関連情報は環境アセスメントデータベース（EADAS）に掲載されている。

#### 風力発電における鳥類センシティブティマップの作成

風力発電の導入促進と自然環境保全の両立を図るため、環境省では鳥類の生息状況を事前に把握するための一つの手法として、風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（陸域版・海域版）を環境アセスメントデータベース上で作成・公開。



出典）環境省 風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ海域版事業者向け説明会 資料

## II.3. 「ビジネスと生物多様性との好循環、そしてライフスタイルへの反映」に関連する環境省施策

# II.3. ビジネスと生物多様性との好循環、そしてライフスタイルへの反映 【社会経済活動への組み込み、生産と消費 —ESG金融の促進、情報開示の支援】

- 【求められる取組】生物多様性損失の間接要因（社会・経済活動）に対応するため、**企業等の事業活動**に生物多様性の観点を組み込む必要。**ESG金融の進展と生物多様性の観点の組み込み**が進むよう、企業による生物多様性に関する取組の評価や情報開示に関する情報基盤の整備等の支援が求められる。
- 【現在の状況】環境にかかる**企業の情報開示を促進**するためのガイドラインを作成するとともに、ESG金融の推進のための情報発信等を実施。生物多様性分野においては、近年**TNFD**など国際的取組が進んでおり、情報の収集・発信を行っている。

## ● 企業の情報開示の促進（環境報告ガイドライン）

- ・ 企業の環境報告のためのガイドラインを発行。初版は1997年。
- ・ SDGsやパリ協定などの持続可能な社会への移行を目指す国際的枠組が確立し、金融セクターを中心にESG情報の提供要請が顕在化していること等を背景として、2018年に見直し。

### ● 環境報告ガイドライン2018年版の内容

#### 環境報告の記載事項

1. 経営責任者のコミットメント
2. ガバナンス
3. ステークホルダーエンゲージメントの状況
4. リスクマネジメント
5. ビジネスモデル
6. バリューチェーンマネジメント
7. 長期ビジョン
8. 戦略
9. 重要な環境課題の特定方法
10. 事業者の重要な環境課題

#### 環境報告ガイドラインで扱う主な環境課題

1. 気候変動
2. 水資源
3. 生物多様性
4. 資源循環
5. 化学物質
6. 汚染予防

出典）環境省ホームページ

## ● ESG金融の推進（ESG地域金融・グリーンボンド等）

### ESG地域金融の推進

- ・ ESG金融懇談会提言（2018年）を踏まえ、ESG地域金融の先行事例集「事例から学ぶESG地域金融のあり方」公表（2019年）
- ・ ESG地域金融に取り組みようとする金融機関向けの手引きとして「ESG地域金融実践ガイド」公表（2020年）。

### グリーンボンド\*の推進

- ・ 2017年「グリーンボンドガイドライン」策定（2020年改訂）、2020年「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」策定
- ・ 「グリーンファイナンスポータル」（2019年設置）等を通じた、動向分析・情報発信等

\*企業や地方公共団体等が国内外のグリーンプロジェクトの資金調達のために発行する債券

出典）環境省ホームページ



## <関連する国際的取組>

### 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）

- ・ 気候変動に関するTCFDが先行（2017年にFSB報告書）。
- ・ 自然に対してポジティブな活動に資金の流れを向けることを目的に、企業や金融機関が自然への依存度や影響を評価、管理、報告するための枠組みを検討する国際イニシアチブ
- ・ 2021年6月に正式に発足。現在、枠組みの構築過程にある。

### Science Based Targets (SBTs) for Nature

- ・ SBTsは利用可能な最善の科学に基づく測定・実行可能な期限付き目標で、自然にフォーカスしたSBTs for Natureを設定することで、企業は地球の限界内で、持続可能な目標（SDGsやCBD等の条約の目標）に沿って行動することが可能になる。
- ・ 2020年9月に企業向けの初期ガイダンス公表、2022年に目標設定手法を開発予定。

# II.3. ビジネスと生物多様性との好循環、そしてライフスタイルへの反映

## 【社会経済活動への組み込み、生産と消費 一企業の認識・取組の支援】

- 【求められる取組】**企業等の事業活動**の全般において、リスクとオポチュニティとして生物多様性を組み込む必要。企業の事業計画への組み込みや、情報開示等を促すため、**サプライチェーン・バリューチェーン**まで視野に入れ、国内企業の生物多様性にかかる取組を支援することが重要。
- 【現在の状況】ガイドライン等により**取組の指針や優良事例**を提供しているほか、**優良事例の発信・共有**等により、国内企業の取組を支援。

### ● 企業等の取組の指針や優良事例の提供 生物多様性民間参画ガイドライン等

名称・公表時期	説明
生物多様性民間参画ガイドライン (2017.12 ※1) →2022年度に改訂予定	事業者のバリューチェーンに生じるリスクとチャンスを一覧で概説。業種ごと、原材料調達、生産・加工等の事業活動ごとの取組と生物多様性の関係を解説し、考え方や事例等を提示。
生物多様性民間参画事例集 (2020.5 ※2)	国連生物多様性の10年を通じた民間参画の代表的取組事例集。
企業情報開示のグッドプラクティス集 (2020.5)	企業や投資家の参考となる先進的な企業の情報開示の事例集。

※1 初版は2009年公表。 ※2 初版は2014年公表



出典) 環境省ホームページ

### 環境マネジメントシステム

- 環境省では中小事業者向けに「エコアクション21」ガイドラインを策定。
- ISO14001では、2015年改定で生物多様性配慮を盛り込んでいる。

### 環境デューディリジェンス

- OECDガイダンスを参考に「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門」をとりまとめ(2020年)、事例集等を作成(2021年)。

### ● 情報発信・共有や協働の場の設定 生物多様性ビジネス貢献プロジェクト

- 2020年11月に環境省と経団連で立ち上げ。日本企業の持つ、ポスト2020枠組の各目標達成に寄与する技術、製品・サービスを動画及び情報プラットフォームを通じて発信。
- 2021年10月現在50企業の事例を紹介。



ポスト2020枠組の各目標

企業の取組事例一覧

事例紹介

出典) 環境省ホームページ

# II.3. ビジネスと生物多様性との好循環、そしてライフスタイルへの反映

## 【社会経済活動への組み込み、生産と消費 —消費者の選択支援、消費・廃棄削減、資源循環】

- 【求められる取組】 需要側においても**生物多様性に配慮した責任ある選択**を促すことが必要。また、これまで必ずしも生物多様性との関係性が意識されてこなかった「**消費と廃棄の総量の削減**」も生物多様性の損失要因への対策として重要であり、消費者等への働きかけが重要。
- 【現在の状況】 環境負荷の少ない需要への転換を図るため、**国等によるグリーン購入**を推進するとともに**消費者の選択を支援する情報提供**などを実施している。また、食品ロスや海洋プラスチックなどに関して、関係省庁と連携して**幅広い主体への情報提供等**を行っている。

### ●環境負荷の低減に資する物品等の購入（グリーン購入） ●資源循環促進のための取組

グリーン購入法（2000年制定）により、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）を推進。

#### ●グリーン購入法の主な内容

- ・国等の機関に、特定調達品目（2021年2月現在で22分野 282品目）などについてグリーン購入を推進。
- ・地方公共団体や事業者・国民もグリーン購入に努める。
- ・環境物品等に関する適切な情報提供を促進（環境ラベル等）。

#### <食品ロス関係>

##### 食品ロスポータルサイト

- ・消費者、自治体、事業者等の様々な主体に食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を集約・提供。



##### 食品廃棄物量・食品ロス量の推計

- ・市町村に対するアンケート調査の結果に基づき、家庭系食品廃棄物の発生量及び家庭系食品ロスの発生量を毎年推計。

出典）環境省ホームページ

### ●消費者の選択を支援する情報提供

#### 環境ラベル等データベース

- ・環境ラベル等148件をデータベース化（2021年10月現在）。
- ・マーク・取組主体別、品目別（食品、電気製品、紙・印刷等）に、特色・環境配慮の範囲・運営主体などの情報を提供。



#### 環境表示ガイドライン

- ・主に自己宣言により環境表示を行う事業者等に、望ましい環境情報提供のあり方を整理（2013年改定）。

#### その他

- ・ホームページ上で生物多様性関連の認証制度21件をとりまとめ。

出典）環境省ホームページ

#### <海洋プラスチック関係>

##### プラスチック資源循環法

- ・プラスチック製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般で、あらゆる主体の“3R + Renewable”の取組を促進する。
- ・2022年4月施行予定

##### プラスチック・スマート

- ・幅広い主体から海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた取組を募集、情報を発信。
- ・約2400件の取組登録（2021年10月現在）。



出典）環境省ホームページ

# II.3. ビジネスと生物多様性との好循環、そしてライフスタイルへの反映

## 【生物多様性に配慮した行動変容の促進等】

- 【求められる取組】国民一人ひとりが、生物多様性の重要性を認識し、さらにそれを意識して暮らす社会づくり（生物多様性の主流化）を目指すことが重要。
- 【現在の状況】「ローカルSDGs」をキーワードに、「森里川海プロジェクト」などにより、地域における生物多様性への負荷が少ない豊かな**ライフスタイルシフト**を提案するほか、経済界や地方自治体、NGO等**多様な主体と連携**し、企業や国民の具体的な行動変容を促す取組（2030生物多様性枠組実現日本会議）について議論・検討を実施。

### ● ライフスタイルへの反映等、行動変容を促す取組

#### つなげよう、支えよう 森里川海プロジェクト

- ・文化人等、各方面で高い情報発信力を持ち、プロジェクトをサポートいただく「森里川海アンバサダー」を任命し、身近な衣食住をテーマにイベントやSNSで情報発信
- ・「SDGsを実践するための暮らしのヒント」ツールを作成し、具体的なライフスタイルシフトの内容について、提案を実施。



#ごみダイエット

ものを買うときに、繰り返し使えるものや、土に還りやすいなもの・方法を選びます。

#### ● 取組例

- ・読本「森里川海大好き！」の制作（編集委員長：養老孟司先生）、全国の公立図書館及び小学校図書館、フリースクール等へ配布。本書籍を課題図書とした読書感想文コンクール及び自然観察会を実施。世界遺産の国立公園2か所を交えたオンライン自然観察会を実施。
- ・地域の自然の恵みを再認識し、次世代に継承する「森里川海ふるさと絵本」について、荒川（東京都、埼玉県）、酒匂川（神奈川県）などをフィールドに地域の方と連携し制作。



### ● 多様な主体と連携した産官学民連携プラットフォームの構築

#### 2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）

- ・産官学民の連携・協力によって「ポスト2020生物多様性枠組」などの世界目標や国内目標の達成に貢献するため、多様な主体が参画するプラットフォームとして、2021年11月に設立。
- ・企業や国民の具体的な行動変容を促す取組強化、様々なステークホルダー間の連携を促すための枠組み構築等を通じ、生物多様性における国際動向や国内取組の共有、企業や国民の具体的な行動変容を促す取組について議論・検討を進めていく予定。

#### ● 取組例

### オンラインイベント「ポスト2020生物多様性枠組への日本の貢献～UNDB-J主流化事例からのバトンパス～」

- ・前身となる「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」の取組とその成果等を振り返るとともに、「ポスト2020生物多様性枠組」の達成に向け、何ができるか議論。



# II.3. ビジネスと生物多様性との好循環、そしてライフスタイルへの反映

## 【教育・自然体験等】

- 【求められる取組】生物多様性が健康や幸福に寄与する場面である**自然体験の機会が減少**しているため、その機会を確保することが重要。また、教育は幅広い生物多様性の損失要因への対処のために重要。
- 【現在の状況】環境教育の観点から自然体験の**機会の場**の提供を促進してきたほか、自然地域においても、エコツーリズム推進全体構想の認定等により地域の関係者による利用者への**エコツアー**の提供を促進している。

### ●環境教育等の推進にかかる自然体験の促進

- ・ 持続可能な開発のための教育（ESD）の動き等を踏まえ環境教育等を推進。自然体験など体験活動を重視。
- ・ 2011年の環境教育等促進法改正により体験の機会の場の認定制度が設けられている。

#### ●体験の機会の場の認定制度（環境教育等促進法）

- ・ 民間の土地・建物の所有者等が提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、都道府県知事等が、一定の基準に照らして認定・周知する制度。
- ・ 2021年4月現在で25の施設・団体が認定を受け、体験型の環境学習の場を提供。



#### 認定例：佐川急便「高尾100年の森」

100年先も続く持続可能な里山の再生・保全を目指した佐川急便のプロジェクトで、小学生から大学生、八王子市在住の親子を対象に丸太切り体験、焚火体験、動物の痕跡探し等の自然体験プログラムを実施。



出典）環境省ホームページ

### ●地域の自然資源を活用したエコツーリズム

- ・ エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さの理解を進め、保全を目指していく仕組み
- ・ エコツーリズム推進法に基づき、地域で自然観光資源をどのように守りながら利用していくのかを定めた「エコツーリズム推進全体構想」を国が認定。2021年11月時点で19団体が認定されている。

#### ●エコツーリズム推進全体構想（エコツーリズム推進法）

認定団体・構想の例：

下呂市エコツーリズム推進協議会

・ 下呂市エコツーリズム推進全体構想（2018年）

エコツーリズムとDMOの施策を融合させた「E-DMO」の推進を掲げ、多種多様なエコツアーを開発し宿泊型エコツーリズムを推進。



出典）エコツーリズムのススメ 下呂市エコツーリズム推進協議会

# II.3. ビジネスと生物多様性との好循環、そしてライフスタイルへの反映

## 【生物多様性に配慮した農林水産業】

- 【求められる取組】生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業の維持・発展を目指すこと、その際、ランドスケープアプローチによる統合的な取組を実施していくことが重要。
- 【現在の状況】地域において生物多様性と**環境保全型農業**を組み合わせることで地域活性化に活かすなどの取組がみられ、**生物多様性地域戦略**にも位置づけられている。また、農薬については、関係省庁と連携して、登録審査における**動植物に対する影響評価**（農薬登録基準の設定等）の充実を進めている。

### ●生物多様性と環境保全型農業を組み合わせた地域の取組（生物多様性地域戦略）

- ・複数の市町村等が、減農薬・減化学肥料や冬期湛水などの環境保全型農業等を生物多様性地域戦略の施策として位置づけ。
- ・環境省は「生物多様性地域戦略策定の手引き」の作成（2014年改定）等により市町村を支援。

地域戦略	環境保全型農業等の施策（例）
とめ生きもの多様性プラン（登米市）	環境保全米、減農薬・減化学肥料、地産地消、冬期湛水、将来像としてのマガンやアカトンボ
生物多様性のだ戦略（野田市）	減農薬(黒酢米)・減化学肥料(剪定枝等)、冬期湛水、コウノトリ飼育とブランド化
生物多様性佐渡戦略（佐渡市）	減農薬・減化学肥料、冬期湛水、水田ビオトープ、将来像としてのトキと認証米のブランド化
豊岡市生物多様性地域戦略（豊岡市）	減農薬・減化学肥料（豊岡型環境創造型農業）、水田魚道、目標にコウノトリ

出典）登米市、野田市、佐渡市、豊岡市ホームページ

#### 朱鷺と暮らす郷づくり認証制度（佐渡市）

- ・佐渡市は、環境省が進めるトキ野生復帰に応じて、2008年にトキの餌場確保等を目的とする環境保全型農業を認定する「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を立ち上げ。
- ・認証米はブランド化により高値で販売。売上の一部はトキ環境整備基金に募金。

#### 認証基準

1. 化学農薬、化学肥料の5割以上削減
2. 生きものを育む技術（冬期湛水、江・魚道等）を採用
3. 栽培者がエコファーマーの認定を取得



出典）環境省ホームページ

### ●農薬の動植物に対する影響評価の充実（農薬取締法）

- ・2018年の法改正で、農薬の登録審査における影響評価の対象を従来の「水産動植物」から陸域を含む「生活環境動植物」に拡大（2020年施行）。
- ・環境省は「生活環境動植物」の被害防止に係る農薬登録基準等を設定。

- 1) 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準  
魚類、甲殻類等、藻類・水草に関する基準値の設定
- 2) 陸域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準  
鳥類、野生ハナバチ類に関する基準値の設定

出典）環境省ホームページ、農林水産省ホームページ

### III. 今後の展望の考え方（案）

# III. 今後の展望の考え方（案）

- 持続可能かつレジリエントで真に豊かな自然共生社会づくりを目指すうえで、個別の目的のもとに行われている環境省施策を**3つのポイントの観点から統合的に推進**していく。

## 3つのポイントと関連する環境省施策の分野

## 3つのポイントを踏まえた今後の展望の考え方（案）

### 1. 自然共生社会構築の基盤としての生態系の健全性の回復

#### 次の10年間の方向性：従前の取組（保護地域等）以外を含めた保全の強化

- 保護地域を中心とした保全・管理
- 保護地域内外における生態系の健全性回復、ネットワーク化
- 情報収集・評価と提供



- ・ 国立公園等の保護地域の拡充及び保全、希少種の保全、外来種への対応、鳥獣管理、自然再生など**従前の保護施策を更に強化**。
- ・ 保護地域外も含め、地域のニーズ等を踏まえ**様々な保全利用施策と総合化**するため、国等による取組の強化に加えて、**OECM等の民間を主体とする保全等による生態系ネットワーク**の構築を推進。
- ・ このため、重要地域等の可視化・評価につながる基礎的調査や各主体の調査データの相互利用等、**様々な取組に活用できるデータ等の提供**を充実。

### 2. 人口減少社会・気候変動等に対応する自然を活用した社会的課題解決

#### 次の10年間の方向性：自然を活用した社会的課題の解決（NbSによる貢献）

- 人口減少・気候変動による土地利用変化対応
- 地域づくりへの貢献
- 自然資本の持続可能な利用



- ・ **Eco-DRRの実装**が重要であり、保全・再生のポテンシャルマップの整備等を推進。また、**野生鳥獣と適度な距離**を保つための里地里山管理を検討。
- ・ **地域づくりにNbSの考え方**を取り入れ、国立公園等の保護と利用の好循環を形成する。「地域循環共生圏」のもと田園回帰等の動きを**都市と農山漁村のつながり確保**につなげる。
- ・ バイオマス等再生可能エネルギーの推進により**里地里山の資源の循環利用**を強化。**再生可能エネルギーと生物多様性保全の両立**に向けた適地誘導やガイドライン等の整備。

### 3. ビジネスと生物多様性との好循環、そしてライフスタイルへの反映

#### 次の10年間の方向性：効果的/広範な改善が見込める介入点への注力（社会変革）

- 社会経済活動への組み込み、生産と消費
- 行動変容の促進、教育・自然体験等
- 生物多様性に配慮した農林水産業



- ・ 企業の事業活動に生物多様性を組み込むため、特にESG金融において重要な**情報開示**をガイドライン等により支援。企業の事業活動において、**サプライチェーン・バリューチェーン**まで視野に入れた取組を支援。
- ・ **教育や自然体験を充実**させるほか、価値観の醸成、ナッジの活用を含めた無関心層への発信なども必要。
- ・ 関係行政と連携した**生物多様性に配慮した農林水産業**の維持・発展等。